

裁 決 書

審査請求人 ○○○○
○○○○

上記審査請求人が令和5年10月31日に提起した審査請求のうち、公益社団法人 始良地区医師会（以下「医師会」という。）が行った令和5年9月7日付けの不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和5年8月17日付けで医師会に対して開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 医師会は、同年9月7日付けで本件開示請求に対し本件不開示決定を行った。
- 3 審査請求人は、同年10月31日付けで霧島市長に対し本件審査請求を行った。

審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由

1 処分に至る経緯

- (1) 令和4年10月1日付け文書を、審査請求人より市議会議員を介し霧島市長に親展扱いとして医師会（霧島市立医師会医療センター）の不適切な第三者委託について告発したが不作為的な行為を受けた。
- (2) 前号の不作為的な行為を受け霧島市に自浄能力が機能していないと判断したため、本件開示請求を行ったが、医師会から本件不開示決定を受けた。

2 医師会はその理由を、公益社団法人には開示の義務がないためとしている。

- 3 しかしながら、本件不開示決定は、霧島市情報公開条例第24条の2第2項の規定及び霧島市立医師会医療センターの管理運営に関する基本協定書（平成18年：第6条、平成23年：第6条、平成28年：第6条）の規定に違反しており違法である。

また、本件不開示決定に係る文書は霧島市立医師会医療センターが保存していることを審査請求人及び霧島市保健福祉部健康増進課は確認しているにもかかわらず、霧島市情報公開条例第12条の規定に定める事案の移送に違反している。

さらに、霧島市長が令和5年10月17日付け健第580号で行った公文書不開示決定に対し、健康増進課A、B及びCに面談(Bは電話)に真に公文書が存在しないのか質問したところ、令和5年8月25日付け健第484号の公文書不開示決定、本件不開示決定及び令和5年10月17日付け健第580号の公文書不開示決定に係る一切の公文書は口頭処理のみで事務を行ったため、不開示処分した文書は一切存在しない、本件は規則的な判断によらず個別の判断によりに文書処理を行わなかったとの返答があった(音声データあり)。これは、行政の文書事務の目的を根幹から覆すものであり、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされず、公正で透明な市政の推進を目的とする公文書公開条例を蔑ろにする悪質な事務処理である。

- 4 本件不開示決定により、審査請求人の知る権利が侵害されている。
- 5 以上の点から、本件不開示決定の取消しを求めるため、本件審査請求を提訴した。

理 由


行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第2条では、「行政庁の処分に不服がある者は、(中略)審査請求をすることができる。」と規定し、その対象を「行政庁の処分」に限定しており、この「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうちで、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」(最判昭和39年10月29日 民集18巻8号1809頁)と解されている。

一方、本市の情報公開制度を定めている霧島市情報公開条例(平成17年霧島市条例第10号)では、「実施機関」に対して公文書の開示を請求することができる(第3条)と定めており、「実施機関」を「市長、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会」(第2条第1項)と定めているため、審査請求人が本件審査請求を行った指定管理者たる医師会は「実施機関」には該当せず、同条例に基づく公文書開示請求の対象たりえない。また、医師会に、同条例に基づく公文書開示請求と同様な開示制度を定める法令が他に存在するものでもない。

したがって、審査請求人が行った医師会に対する開示請求は、法令に基づく請求ではなく、これへの応答により何らの権利義務の変動も生じないものであるから「行政庁の処分」に該当せず、審査請求の対象たりえない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年11月27日

審査庁 霧島市長 中重 真一 

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。